

事業報告書				
医療法人整理番号		一般0008		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	社会医療法人財団白十字会		
		分類①	財団	
		分類②	社会医療法人	
		分類③		
	(2) 事務所の所在地	都道府県	長崎県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	佐世保市	
		町名・番地	大和町 1 5 番地	
		建物名	佐世保中央病院5階	
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和26年8月28日	
	(4) 設立登記年月日		昭和26年9月10日	
	(5) 理事長の氏名	姓	碓	
		名	秀樹	
		役員及び評議員の人数	名（理事名・監事名・評議員名）	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	碓	秀樹	理事長
理事	渕野	泰秀	副理事長 白十字病院 管理者
理事	原田	尚志	常務理事 法人本部事務局 統括本部長 兼 財務本部長 兼 医療情報本部長
理事	矢野	捷介	介護老人保健施設 リハビリサポートひうみ 管理者
理事	南	祐三	介護老人保健施設 長寿苑 管理者
理事	柴田	隆一郎	耀光リハビリテーション病院 管理者
理事	竹尾	剛	佐世保中央病院 管理者
理事	阪元	政三郎	白十字リハビリテーション病院 管理者
理事	重政	有	介護老人保健施設 サン 管理者
理事	藤田	武徳	法人本部事務局 統括副本部長 兼 総務本部長 兼 人事本部長
監事	宗	博美	
監事	朝長	多加子	
評議員	浅田	學	医療を受ける者
評議員	井上	哲朗	経営に関して識見を有する者 医療を受ける者
評議員	太田	信子	医療を受ける者
評議員	川田	弘子	医療を受ける者
評議員	古賀	ゆかり	医療を受ける者
評議員	小林	紀子	医療を受ける者
評議員	貞方	儀次	医療を受ける者
評議員	三丸	政信	医療を受ける者
評議員	田渕	善太郎	医療を受ける者
評議員	辻	宏成	医療を受ける者 評議員として特に必要と認められる者
評議員	堤	朗	経営に関して識見を有する者 医療を受ける者

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
評議員	仲島	茂	経営に関して識見を有する者 医療を受ける者
評議員	羽田野	和彦	医療従事者 経営に関して識見を有する者
評議員	廣瀬	美和子	医療を受ける者
評議員	持永	ヒデ子	医療を受ける者

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務											
(開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	佐世保中央病院		4210226249	長崎県佐世保市大和町15番地	312	0	0	0	0	0	0
病院	耀光リハビリテーション病院		4210210243	長崎県佐世保市山手町855番地1	222	108	0	0	0	0	0
病院	白十字病院		4011025436	福岡県福岡市西区石丸4丁目3番1号	282	0	0	0	0	0	0
病院	白十字リハビリテーション病院		4011119817	福岡県福岡市西区石丸3丁目3番9号	111	49	0	0	0	0	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	長寿苑		4250280007	長崎県佐世保市日宇町2835番地	70	0
介護老人保健施設	サン		4250280049	長崎県佐世保市大和町30番地	100	60
介護老人保健施設	リハビリサポートひうみ		4250280114	長崎県佐世保市ひうみ町1879番地31	100	80

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
佐世保市日宇地域包括支援センター	佐世保市委託事業	長崎県佐世保市日宇町708番地	
白十字会ヘルパーステーション		長崎県佐世保市日宇町2835番地	
白十字会24時間対応ヘルパーステーション		長崎県佐世保市日宇町2835番地	
白十字会訪問入浴ステーション		長崎県佐世保市戸尾町4番5号	
長寿苑訪問リハビリテーション		長崎県佐世保市日宇町2835番地	
サン訪問リハビリテーション		長崎県佐世保市大和町30番地	
白十字リハビリテーション病院		福岡県福岡市西区石丸3丁目3番9号	
白十字会訪問看護ステーション		長崎県佐世保市大和町30番地	
訪問看護ステーション白十字		福岡県福岡市西区石丸3丁目3番9号	
ドリームケア矢峰		長崎県佐世保市矢峰町153番地	
ドリームケアハウステンボス町		長崎県佐世保市ハウステンボス町4番52号	
ドリームケア大和		長崎県佐世保市大和町850番地4	
ドリームケア大塔		長崎県佐世保市大塔町1703番地	
ドリームケア戸尾		長崎県佐世保市戸尾町4番5号	
ドリームケア花高		長崎県佐世保市花高4丁目2番5号	
ドリームケア石丸		福岡県福岡市西区石丸3丁目7番31号	
ドリームケア有福		長崎県佐世保市有福町4188番地24	
ドリームケア須田尾		長崎県佐世保市須田尾町304番地2	
ドリームケア大野		長崎県佐世保市矢峰153番地	
白十字会ケアプランセンター佐世保		長崎県佐世保市大和町30番地	
白十字会ケアプランセンター福岡		福岡県福岡市西区石丸3丁目3番9号	
白十字会ケアプランセンター矢峰		長崎県佐世保市矢峰町153番地	

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
白十字会ケアプランセンター燿光		長崎県佐世保市山手町855番地1	
白十字会ケアプランセンターひうみ		長崎県佐世保市ひうみ町1879番地31	
ドリームステイひかり		長崎県佐世保市戸尾町4番5号	
ドリームステイサンガーデン		長崎県佐世保市大和町30番地	
ドリームステイのぞみ		長崎県佐世保市大和町30番地	
ドリームステイサンライズ		長崎県佐世保市大和町30番地	
ドリームステイはばたき		福岡県福岡市西区石丸3丁目7番31号	
看護小規模多機能ホーム ずっと一緒に		福岡県福岡市西区石丸3丁目3番3号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考
不動産賃貸業	長崎県佐世保市大和町15番地	
不動産賃貸業	長崎県佐世保市戸尾町4番5号	
不動産賃貸業	福岡県福岡市西区石丸三丁目86-10、86-11、86-12、90-1、91-1	

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月26日	2024年度（第73期）事業報告及び決算(案)承認の件
令和7年7月31日	「ドリームステイサンガーデン大塔のドリームステイサンガーデンへの統合」ならびに「ドリームケア黒髪の移転及び事業所名称・所在地変更」に伴う寄附行為変更の件
令和8年3月26日	役員人事の件
令和8年3月26日	2026年度（第75期）予算案・事業計画案ならびに第8期中期経営計画案、2026年度業績賞与施設別加算要件の件
注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設
令和7年11月1日	ドリームケア大塔 開設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
令和7年4月1日	【佐世保中央病院】患者サポート体制充実加算、特定集中治療室管理料 5、酸素の購入単価
令和7年4月1日	【白十字病院】救急患者連携搬送料、神経学的検査、画像診断管理加算 2
令和7年4月1日	【耀光リハビリテーション病院】酸素の購入単価
令和7年6月1日	【佐世保中央病院】有床義歯咀嚼機能検査 1 の口及び咀嚼能力検査
令和6年6月1日	【白十字病院】医療 D X 推進体制整備加算、歯科外来診療医療安全対策加算 1、歯科外来診療感染対策加算 1、歯科外来診療感染対策加算 2、リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算、認知症ケア加算
令和6年6月1日	【白十字リハビリテーション病院】回復期リハビリテーション病棟入院料 1
令和7年7月1日	【佐世保中央病院】急性期看護補助体制加算
令和7年7月1日	【白十字病院】医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の休日加算 1、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の休日加算 1、入院ベースアップ評価料 6 2
令和7年7月1日	【耀光リハビリテーション病院】回復期リハビリテーション病棟入院料 1、療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算、入院ベースアップ評価料 3 9
令和7年7月1日	【白十字リハビリテーション病院】入院ベースアップ評価料 4 4
令和7年8月1日	【白十字リハビリテーション病院】C T 撮影及び M R I 撮影
令和7年9月1日	【佐世保中央病院】療養環境加算、緊急整備固定加算及び緊急挿入加算、癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
令和7年9月1日	【白十字病院】重症患者初期支援充実加算
令和7年10月1日	【佐世保中央病院】歯科口腔リハビリテーション料 2
令和7年11月1日	【白十字病院】麻酔管理料（ I ）
令和8年1月1日	【佐世保中央病院】胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、
令和8年1月1日	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、看護職員処遇改善評価料 5 2
令和8年1月1日	【白十字リハビリテーション病院】入院ベースアップ評価料 4 5
令和8年2月1日	【佐世保中央病院】重症者等療養環境特別加算
令和8年2月1日	【耀光リハビリテーション病院】療養病棟入院基本料
令和8年3月1日	【白十字病院】特定集中治療室管理料 5、脳卒中ケアユニット入院医療管理料
注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
令和7年5月31日	【佐世保中央病院】外壁工事(西病棟西側)、核医学診断装置一式、ホプキンスⅡテレスコープ30°
令和7年6月30日	【耀光リハビリテーション病院】電気刺激装置
令和7年6月30日	【白十字病院】体外式ペースメーカー、リリウムワン
令和7年7月31日	【佐世保中央病院】ラブラタイス―チャークリップアブライヤー
令和7年7月31日	【耀光リハビリテーション病院】磁気刺激装置バスリーダー(アーム付カート)
令和7年7月31日	【白十字病院】スタッカート人工心肺装置S5一式、CO2インキュベータ、ホプキンスⅡテレスコープ 30°(脳外科用)
令和7年8月31日	【佐世保中央病院】カバー 標本用対物レンズ
令和7年9月30日	【白十字リハビリテーション病院】花壇増設工事
令和7年10月31日	【佐世保中央病院】空調機新設工事(1階CT室)、人工呼吸器一式、無影灯一式(手術室6)、シーリングペンダント一式(手術室6)
令和7年10月31日	【耀光リハビリテーション病院】自動体外式除細動器
令和7年11月30日	【白十字病院】洗浄水バック加圧装置、体外式ペースメーカー、3D医用画像ワークステーション
令和7年11月30日	【白十字リハビリテーション病院】電気設備更新工事
令和7年12月31日	【耀光リハビリテーション病院】防火防災スクリーン工事一式(エレベーター前)
令和7年12月31日	【白十字病院】超音波バイポーラ手術装置、超音波画像診断装置
令和7年12月31日	【白十字リハビリテーション病院】バイタルスティムプラス
令和8年1月31日	【佐世保中央病院】外壁工事(西病棟東側)
令和8年1月31日	【白十字病院】血液凝固測定器(ACT測定器)
令和8年2月28日	【佐世保中央病院】麻酔システム一式、アリス鉗子
令和8年2月28日	【白十字病院】レーザーワーキングエレメント
令和8年3月31日	【佐世保中央病院】空調機更新工事(放射線室系統)、検査洗浄・人工透析排水処理設備更新工事、手術室改修工事(電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、手術室機器工事)、電気設備工事(南館ロビー5階、地下1階温熱療法室)、電動手術台(手術室6)、手術用顕微鏡 ORBEYE
令和8年3月31日	【白十字病院】除細動器、池田式スーパーマイクロ前囊鑷子、レゼクト用ハンドル
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町 1 5 番地

※医療法人整理番号 一般0008

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	9,174,946	I 流動負債	5,644,036
現金及び預金	4,445,832	買掛金	1,606,233
事業未収金	4,423,606	短期借入金	1,293,000
たな卸資産	270,547	1年内返済予定の長期借入金	709,284
その他の流動資産	40,932	未払費用	1,149,595
貸倒引当金	-5,971	未払法人税等	142
前払費用		未払消費税等	23,561
その他の流動資産		預り金	137,048
		賞与引当金	725,173
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	24,687,574	II 固定負債	11,992,427
1 有形固定資産	22,494,341	長期未払金	5,132
建物	14,533,989	長期借入金	11,825,563
構築物	327,002	役員退職慰労引当金	83,123
医療用器械備品	452,331	その他の固定負債	78,610
その他の器械備品	132,951	その他の固定負債	
車両及び船舶	13,576		
土地	7,034,492		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	17,636,463
		純資産の部	
2 無形固定資産	170,210	科目	金額
借地権	141,379	I 基金	0
ソフトウェア	25,304	II 積立金	16,226,057
その他の無形固定資産	3,527	設立等積立金	3,711,500
3 その他の資産	2,023,023	固定資産圧縮積立金	294,847
有価証券	203,460	繰越利益積立金	12,219,710
役員等長期貸付金	24,490		
保険積立金	29,486		
差入保証金	162,511	III 評価・換算差額等	
繰延消費税等	302,547	その他有価証券評価差額金	
前払年金費用	1,211,129	繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	89,400		
その他の固定資産			
		純資産合計	16,226,057
資産合計	33,862,520	負債・純資産合計	33,862,520

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町 1 5 番地

医療法人整理番号	一般0008
----------	--------

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			26,415,658
2 事業費用			
(1) 事業費	25,236,225		
(2) 本部費	655,605		25,891,830
本来業務事業利益			523,828
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			2,140,125
2 事業費用			1,966,806
附帯業務事業利益			173,319
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			72,000
2 事業費用			476
収益業務事業利益			71,524
事業利益			768,671
II 事業外収益			
受取利息	8,380		
その他の事業外収益			8,380
III 事業外費用			
支払利息	119,990		
その他の事業外費用			119,990
経常利益			657,061
IV 特別利益			
固定資産売却益	2,500		
その他の特別利益	5,390		7,890
V 特別損失			
固定資産売却損	2,574		
その他の特別損失	1,200		3,774
税引前当期純利益			661,177
法人税・住民税及び事業税	142		
法人税等調整額			142
当期純利益			661,035

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人財団 白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	33,862,520 千円
2. 負 債 額	17,636,463 千円
3. 純 資 産 額	16,226,057 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,174,946
B 固 定 資 産	24,687,574
C 資 産 合 計 (A + B)	33,862,520
D 負 債 合 計	17,636,463
E 純 資 産 (C - D)	16,226,057

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。		
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式5

様式5

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※その他 1 に PDF にて添付しております。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産：最終仕入原価法

有価証券：満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)

時価のないその他有価証券…移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法（ただし、1998年4月以降取得建物及び2016年4月以降取得建物附属設備及び構築物は定額法）

無形固定資産：定額法

3 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上

賞与引当金：支給見込額の当期負担分を計上

役員退職慰労引当金：役員退職慰労金規則に基づき、常勤役員の期末退職慰労金に相当する金額を計上

退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、直近の年金財政計算上の年金数理債務から年金資産の時価を控除した金額を計上

ただし、当期末では、年金資産が超過する状態のため前払年金費用として計上

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜き方式

資産にかかる控除対象外消費税等は、繰延消費税等に含めて計上し、5年で償却し、償却費用は事業費用に含めている。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金の会計処理

補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益計上している。ただし、固定資産を購入する目的で受け取った補助金のうち、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、圧縮積立金を計上し、償却の都度取崩す方法を採用している。

前々会計年度末の負債総額が、200 億円未満であることから、所有権移転外ファイナンスリース取引については賃貸借処理を行い、退職給付債務については直近の年金財政計算上の数理債務とする簡便的な方法を採用している。

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額（千円）	未経過リース料（千円）
医療用器械備品	2, 009, 803	936, 114
車両及び船舶	3, 406	1, 853
ソフトウェア	89, 722	7, 764
その他の器械備品	1, 744, 516	786, 699
計	3, 847, 447	1, 732, 431

満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

内 訳	帳簿価額（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
公社債	185, 000	180, 870	△ 4, 130

6 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

建物	14, 526, 314	千円
土地	6, 649, 635	千円
計	21, 175, 949	千円

対応する債務

短期借入金	1, 293, 000	千円
1 年内返済予定の長期借入金	709, 284	千円
長期借入金	11, 825, 563	千円
計	13, 827, 847	千円

7 有形固定資産の減価償却累計額

18, 104, 110 千円

8 収益業務に関する資産及び負債

建物	12, 211	千円
未払消費税等	4, 196	千円

9 収益業務からの繰入金の状況

繰入純額期首残高	275, 989	千円
当期繰入額（△元入額）	73, 241	千円

繰入純額期末残高

349,230 千円

様式第四号

法人名	社会医療法人財団白十字会	※医療法人整理番号	一般0008
所在地	長崎県佐世保市大和町15番地		

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	積立金				(単位：千円)
	設立等積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計	純資産合計
2025年3月31日 残高	3,711,500	325,588	11,527,936	15,565,023	15,565,023
【会計年度中の変動額】					
当期純利益			661,035	661,035	661,035
固定資産圧縮積立金の計上		4,900	△ 4,900	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩し		△ 35,640	35,640	-	-
会計年度中の変動額合計	-	△ 30,740	691,774	661,035	661,035
2026年3月31日 残高	3,711,500	294,847	12,219,710	16,226,057	16,226,057

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人財団 白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号

一般0008

有形固定資産等明細表

資産の種類 (千円)		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	27,867,024	1,019,350	30,840	28,855,534	14,321,545	825,586	14,533,989
	構築物	1,280,542	2,200	1,390	1,281,352	954,349	48,186	327,002
	医療用機械備品	2,457,293	137,950	123,682	2,471,560	2,019,230	255,821	452,331
	その他機械備品	863,490	25,717	46,028	843,179	710,228	48,858	132,951
	車輛及び船舶	103,592	11,763	3,021	112,334	98,758	6,831	13,576
	土地	7,034,492	-	-	7,034,492	-	-	7,034,492
	建設仮勘定	302,676	697,510	1,000,186	-	-	-	-
	計	39,909,108	1,894,490	1,205,148	40,598,451	18,104,110	1,185,282	22,494,341
無形固定資産	借地権	141,379	-	-	141,379	-	-	141,379
	ソフトウェア	38,197	3,563	16,455	25,304	-	-	25,304
	その他の無形固定資産	4,433	-	907	3,527	-	-	3,527
	計	184,010	3,563	17,362	170,210	-	-	170,210
その他の資産	有価証券	173,460	30,000	-	203,460	-	-	203,460
	役員等長期貸付金	18,460	10,800	4,770	24,490	-	-	24,490
	保険積立金	8,761	30,090	9,365	29,486	-	-	29,486
	差入保証金	163,081	608	1,178	162,511	-	-	162,511
	繰延消費税等	367,157	112,753	177,363	302,547	-	-	302,547
	前払年金費用	856,046	356,062	979	1,211,129	-	-	1,211,129
	その他固定資産	93,349	30,864	34,813	89,400	-	-	89,400
	計	1,680,314	571,177	228,468	2,023,023	-	-	2,023,023

(注) 建物の当期増加の主な内容は、佐世保中央病院手術室増改築工事880,500千円によるものです。
建設仮勘定の当期増加の主な内容は、佐世保中央病院手術室増改築工事によるものです。
前払年金費用の当期増加の主な内容は、年金資産の増加によるものです。

様式第六号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,167	3,316	1,512	-	5,971
賞与引当金	704,202	725,173	704,202	-	725,173
役員退職慰労引当金	70,080	13,042	-	-	83,123

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,800,000	1,293,000	0.9	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	718,646	709,284	0.8	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	12,534,847	11,825,563	0.8	～2048.4.10
合 計	15,053,493	13,827,847	—	—

(注) 長期借入金返済予定額

科目	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	671,136	671,136	671,136	671,136

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

有 価 証 券 明 細 表

【満期保有目的の債券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
2022年度 第2回福岡市公募公債(5年)	100,000	100,000
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ 第39回期限前償還条項付無担保社債	55,000	55,000
ソフトバンクグループ株式会社 第 67回無担保社債	10,000	10,000
ANAホールディングス株式会社 第1 回社債型種類株式	20,000	20,000
計	185,000	185,000

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
(株)長崎放送	20	10
(有)トーヨー	2,450	2,450
松浦鉄道(株)	10	500
オリエンタルエアブリッジ(株)	20,000	10,000
(株)FMさせば	10	500
トータルケアシステム	100	5,000
計	22,590	18,460

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号	一般0008
-----------	--------

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	4,550,894	1,433	4,552,327	20,873	-	4,573,200
給与費	14,315,538	439,536	14,755,074	1,510,328	-	16,265,402
委託費	1,422,254	75,181	1,497,435	115,375	-	1,612,810
経費	4,947,540	139,455	5,086,995	320,230	476	5,407,701
計	25,236,225	655,605	25,891,831	1,966,806	476	27,859,112

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 1 日

社会医療法人財団 白十字会

理事会 御中

御堂筋監査法人
大阪府豊中市
指定社員
業務執行社員

公認会計士

田中久美子

監査意見

当監査法人は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人財団白十字会の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 74 期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

ると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人与当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

別 添 2－2 （社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後 3 月以内に届け出る場合）
令和 8 年 6 月 3 0 日

長 崎 県 知 事 平 田 研 殿

主たる事務所の所在地
長崎県佐世保市大和町 1 5 番地
社会医療法人財団白十字会
理事長 碓 秀樹

決 算 届

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
佐世保中央病院	長崎県佐世保市大和町 1 5 番地	救急医療
白十字病院	福岡県福岡市西区石丸 4 丁目 3 番 1 号	救急医療

注 1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注 2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 3 0 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。
○救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療
○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	—	
☒	決算届	—	○	
☒	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）				
☒	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☐	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
	添付書類1-2（救急医療） ☒ 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
☐	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類4-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
☐	添付書類4-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類4-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
☐	添付書類4-4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
☐	添付書類4-5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
☐	添付書類5（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類6（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
☒	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直前に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
■	書類付表 1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
■	書類付表 2（経理等に関する明細表）	○	○	
■	書類付表 3（保有する資産の明細表）	○	○	※
■	添付書類 8（公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注）（1）該当する書類にチェックをすること。
- （2）備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
- （3）申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
- （4）閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載（（3）を除く。）がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
☐ 定款（寄附行為）変更認可申請書
☐ 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)
☐ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
☐ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
(基本書類)
☒ 事業報告書
☒ 財産目録
☒ 貸借対照表
☒ 損益計算書
☒ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
☒ 監事の監査報告書
☒ 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。))
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ 附属明細表

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会

申請者名：理事長 碓 秀樹

住所：長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	佐世保中央病院
施設の所在地	長崎県佐世保市大和町 15 番地
管轄保健所名	佐世保市保健所

1 診療科目

科 目	内科	脳神経内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科
	呼吸器外科	呼吸器内科	心臓血管外科	皮膚科	泌尿器科	眼科
	耳鼻咽喉科	リウマチ科	放射線科	麻酔科	リハビリテーション科	循環器内科
	消化器内科	消化器外科	内分泌内科	内分泌外科	糖尿病内科	腎臓内科
	人工透析内科	内視鏡内科	内視鏡外科	乳腺外科	大腸・肛門外科	胸部外科
	病理診断科	臨床検査科	救急科	放射線治療科	歯科口腔外科	脳血管内科

2 許可病床数

[illegible]

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

○ 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

- ・施設整備計画
..... (〇年〇月完成予定)
- ・設備整備計画
..... (〇年〇月整備予定)

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表

の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員	112	1	16	20	0	33	4	335	0	11	24	11	15	147	0	158	887
内特殊関係者																	0

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	2		2		2	
	オンコール	8	1	8		9	
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール		1				
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		15	1		1	
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		19	1		1	
	オンコール			1		1	
臨床検査技師	病院内		21	1		1	
	オンコール			1		1	
看護師	病院内	4		3		3	
	オンコール				7		7
合 計	病院内	6	55	8		8	
	オンコール	8	2	10	7	11	7
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	6	55	8		8	
	オンコール	8	1	10	7	11	7
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール		1				

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく 都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく 常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあつては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始の日（1 月 1 日を除く 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会

申請者名： 理事長 碓 秀樹

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	佐世保中央病院
病院の所在地	長崎県佐世保市大和町 15 番地
管轄保健所名	佐世保市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	5,266 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	－ 件
合 計		5,266 件
3 会計年度平均		1,755 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 6 年 2 月から令和 7 年 3 月までの月数 (A)		14 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの月数 (B)		12 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	3,256 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥	0 日

直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×２÷３）	2,170 件
---	---------

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日及び年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

※⑤の計算式：（Ａ） 2,179 ＋ （Ｂ） 1,827 － 750 ＝ 3,256

（Ａ）：令和６年２月～令和７年３月までの 14 カ月

（Ｂ）：令和７年４月～令和８年３月までの 12 カ月

※上部箇所計算式：3,256-0×2÷3=2,170

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,519 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,519 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,920 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,920 件

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,827 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件
合計	1,827 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	5,266 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	－ 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人財団 白十字会

申請者名： 理事長 碓 秀樹

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	10 人	0 人	0.0%	0 人	0.0%
監 事	2 人			0 人	0.0%
社 員	—	—	—		
評議員	15 人	0 人	0.0%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

☒ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

■ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	社会医療法人財団 白十字会 役員規程 役員報酬規程および役員退職報酬規程 のとおり支給している。
監 事	社会医療法人財団 白十字会 役員規程 役員報酬規程および役員退職報酬規程 のとおり支給している。
評議員	該当なし。

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びヘ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	従業員寮・社宅あるが、特別の利益供与はなし。	有 ・ ☐ 無
金銭の貸付け	貸付金・奨学金はあるが、特別の利益供与はなし。	有 ・ ☐ 無
資産の譲渡	該当なし。	有 ・ ☐ 無
給与の支給	賃金規定並びに報酬規定に基づき支給する。	有 ・ ☐ 無
役員等の選任	寄附行為第4章第16条及び第18条に基づき選任する。	有 ・ ☐ 無
その他財産の運用 及び事業の運営	該当なし。	有 ・ ☐ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	33,862,520,857 円
B 純資産の額	16,226,057,685 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	47.9%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	29,167,103,732 円
イ 本来業務の用に供する財産	28,561,193,351 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	569,005,839 円
ハ 収益業務の用に供する財産	12,248,551 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	24,655,991 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	2,249,104,803 円
F 事業費用の額	25,891,830,712 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	(株)長崎放送 20 株 10,000 円 (有)トーヨー 2,450 株 2,450,000 円 松浦鉄道(株) 10 株 500,000 円 オリエンタルエアブリッジ(株) 20,000 株 10,000,000 円 (株)FM させぼ 10 株 500,000 円 トータルケアシステム(株) 100 株 5,000,000 円 合計 18,460,000 円	有 ・ ☐ 無 有 ・ ☐ 無 有 ・ ☐ 無 有 ・ ☐ 無 有 ・ ☐ 無 有 ・ ☐ 無
出 資	福岡県医師信用組合 5,000 円 【佐世保中央病院】 西福岡テニスクラブ 200,000 円 【白十字病院】 福岡市医師会 1,200,000 円 【白十字病院】 福岡市医師会 1,200,000 円 【白十字リハビリテーション病院】	有 ・ ☐ 無
社団法人の社員権	該当なし。	有 ・ ☐ 無
組合契約	該当なし。	有 ・ ☐ 無
信 託	該当なし。	有 ・ ☐ 無
外国の法令に基づく財産	該当なし。	有 ・ ☐ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	該当なし。	有 ・ ☐ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	該当なし。	有 ・ ☐ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	該当なし。	有 ・ ☐ 無

その他公益に反する 事実	該当なし。	有 ・ ☐ 無
-----------------	-------	--------------------------------

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1)「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2)「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1)「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員

ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の

帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種

別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であつて、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事長	碓 秀樹		日本外科学会 会員	☒ ・ 無
			日本消化器外科学会 会員	☒ ・ 無
			日本がん治療認定医機構 会員	☒ ・ 無
			日本医療マネジメント学会 評議員	☒ ・ 無
			日本医師会 会員	☒ ・ 無
			日本肺癌学会 会員	☒ ・ 無
			日本乳癌学会 会員	☒ ・ 無
			日本緩和医療学会 会員	☒ ・ 無
			日本胸部外科学会 会員	☒ ・ 無
副理事長	湊野 泰秀		当法人 白十字病院 病院長	☒ ・ 無
			日本外科学会 会員	☒ ・ 無
			日本消化器外科学会 会員	☒ ・ 無
			日本医療マネジメント学会 会員	☒ ・ 無
			日本医師会 会員	☒ ・ 無
			福岡市救急病院協会 理事 副会長	☒ ・ 無
			福岡救急医学会 正会員	有 ・ ☒ 無
			福岡県私設病院協会 会員	☒ ・ 無
			地域包括ケア病棟協会 会員	☒ ・ 無
			全日本病院協会 会員	☒ ・ 無
			福岡市西区医師会 専務理事	有 ・ ☒ 無
			メディカルノルディック・ウォーキング九州 副会長	有 ・ ☒ 無
			へき地医療支援会議 委員	有 ・ ☒ 無
			福岡県病院協会	☒ ・ 無
			連携室の連携 会長	有 ・ ☒ 無
			福岡市在宅医療協議会 委員	有 ・ ☒ 無
			日本病院会 会員	☒ ・ 無
			医療法人ふちの眼科 理事	☒ ・ 無
常務理事	原田 尚志		当法人 法人本部事務局 統括本部長 兼 財務本部長 兼 医療情報本部長	☒ ・ 無
			社会福祉法人 佐世保白寿会 理事	☒ ・ 無
			更生保護法人 佐世保白雲 評議員	☒ ・ 無
理事	矢野 捷介		当法人 リハビリサポートひうみ 施設長	☒ ・ 無
			長崎大学名誉教授	☒ ・ 無
			長崎国際大学客員教授	☒ ・ 無

理事	矢野 捷介		日本内科学会名誉会員	☒ ・ 無
			日本循環器学会特別会員	☒ ・ 無
			全国老人保健施設協会会員	☒ ・ 無
			長崎県老人保健施設協会会員	☒ ・ 無
			日本医師会会員	☒ ・ 無
			佐世保共済病院倫理審査委員会委員	☒ ・ 無
理事	南 祐三		当法人 長寿苑 施設長	☒ ・ 無
			日本医師会 会員	☒ ・ 無
			一般社団法人 長崎県老人保健施設協会 理事	☒ ・ 無
			日本泌尿器科学会 会員	☒ ・ 無
理事	柴田 隆一郎		当法人 燿光リハビリテーション病院 病院長	☒ ・ 無
			日本外科学会 会員	☒ ・ 無
			日本救急医学会 会員	有 ・ ☐
			日本胸部外科学会 九州地方会 評議員	有 ・ ☐
			日本心臓血管外科学会 会員	有 ・ ☐
			日本リハビリテーション医学会 会員	☒ ・ 無
			日本医師会 会員	☒ ・ 無
理事	竹尾 剛		当法人 佐世保中央病院 病院長	☒ ・ 無
			日本神経学会 会員	☒ ・ 無
			日本神経学会 九州地方会 会員	☒ ・ 無
			県北神経懇話会 世話人	有 ・ ☐
			県北認知症研究会 世話人	有 ・ ☐
			佐世保市在宅医療介護連携協議会 委員	有 ・ ☐
			日本医師会 会員	☒ ・ 無
理事	阪元 政三郎		当法人 白十字リハビリテーション病院 病院長	☒ ・ 無
			日本医師会 会員	☒ ・ 無
			福岡市西区医師会 会員	☒ ・ 無
理事	重政 有		当法人 介護老人保健施設 サン 施設長	☒ ・ 無
			日本医師会 会員	☒ ・ 無
			日本外科学会 会員	☒ ・ 無
			日本消化器外科学会 会員	☒ ・ 無
			日本肝胆膵外科学会 評議員	☒ ・ 無
			日本大腸肛門病学会 九州支部 評議員	☒ ・ 無
			日本癌治療学会 会員	☒ ・ 無
			日本外科代謝栄養学会 会員	有 ・ ☐
			公益財団法人 全国老人保健施設協会 会員	☒ ・ 無
理事	藤田 武徳		当法人 法人本部事務局 統括副本部長 兼 総務本部長 兼 人事本部長	☒ ・ 無
			社会福祉法人 佐世保白寿会 評議員	☒ ・ 無

監事	宗 博美		佐世保港湾運輸株式会社 代表取締役会長 兼 社長	☒ 有 ・ ☐ 無
監事	朝長 多加子		有限会社トーコー 取締役	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	浅田 學			有 ・ ☒ 無
評議員	井上 哲朗		社会福祉法人佐世保白寿会 さざ・煌きの里 施設長	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	太田 信子			有 ・ ☒ 無
評議員	川田 弘子		社会福祉法人 佐世保白寿会 監事	有 ・ ☒ 無
評議員	古賀 ゆかり			有 ・ ☒ 無
評議員	小林 紀子			有 ・ ☒ 無
評議員	貞方 儀次			有 ・ ☒ 無
評議員	三丸 政信			有 ・ ☒ 無
評議員	田渕 善太郎			有 ・ ☒ 無
評議員	辻 宏成		西九州倉庫株式会社 代表取締役社長	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	堤 朗		社会福祉法人佐世保白寿会 さざ・煌きの里 事務長	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	仲島 茂		社会福祉法人佐世保白寿会 白寿荘 事務長	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	羽田野 和彦		平戸市国民健康保険 度島診療所 所長	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	廣瀬 美和子			有 ・ ☒ 無
評議員	持永 ヒデ子			有 ・ ☒ 無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表１）の記載要領

- （１）理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- （２）「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- （３）「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- （４）「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

(書類付表 2)

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	(別紙 1 参照)				
そ の 他					

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
(別紙 2 参照)			
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の 有 無
(別紙3参照)					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
(別紙4参照)				
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
該当なし			
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
▲(別紙5参照)						

書式を変更: フォント : 8 pt

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容
該当なし	

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表２）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２条第４号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「１ 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「２ 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等(従業員を含む。)となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況(例えば、病院の清掃を請け負う等)を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等(例えば、役員、従業員等)を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	(別紙 1 参照) 円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	(別紙2 参照) 円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
（別紙3参照）			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

8 医療用器械備品の明細

[illegible]

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2

階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：社会医療法人財団 白十字会 理事長 碓 秀樹

住 所：長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

1 費用の額の明細（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	本来業務に係る費用 の額	全ての業務に係る費用 の額	割 合 ①／②
(別紙 1 参照)	円	円	
合 計	①	②	%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 本来業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- 全ての業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	(別紙2参照)	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			③	100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
	社会保険診療	(別紙3 参照)	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			④	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の
合計金額の明細

	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
合 計	社会保険診療	(別紙 4 参照)		⑤	⑮
	労災保険診療			⑥	⑯
	健康診査			⑦	⑰
	予防接種			⑧	⑱
	助産			⑨	⑲
	介護事業			⑩	⑳
	障害福祉事業			⑪	㉑
	補助金等			⑫	㉒
	その他			⑬	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。

(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。

(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
(別紙 5 参照)	
合計	⑭ 円

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☒ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(2)）

健康保険法	(別紙6 参照)	円	学校保健安全法	円
船員保険法		円	母子保健法	円
国民健康保険法		円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法		円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法		円		
私立学校教職員共済法		円		
計		円	計	円
			健康診査に係る収入合計	㉓ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉓と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(3)）

定期の予防接種等			任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	(別紙 7 参照)	円	麻しん	円
臨時接種		円	風しん	円
		円	インフルエンザ	円
		円	おたふくかぜ	円
計		円	計	円
			予防接種に係る収入合計	㊷ 円

(記載上の注意事項)

- ㉒が㉔と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(4)）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉕ 件	㉖ 円
分娩件数 (㉕) × 50 万円		㉗ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉖又は㉗の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(5)）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	(別紙8 参照)	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉔ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉔が㉔と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(6)）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉕ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉕が㉕と一致すること。

9 補助金等に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(7)）

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
(別紙9 参照)	
合計	③⑩ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ⑫が③⑩と一致すること。

10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

11 特定外国人患者請求額（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 当該料金を超えない額である
- ☐ 当該料金を超える額である

添付資料

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式
- 診療報酬規程
- 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

12 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ホ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額 (A)	本来業務に係る費用の額 (B)	割 合 A/B
(別紙10 参照)	円	円	%
			%

			%
合 計	㉑	㉒	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
 - (2) 本来業務に係る収入金額の合計㉑が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益（※）の金額と一致すること。
 - (3) 本来業務に係る費用の額の合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- （※）医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち本来業務に係るものを加算した金額とする。

別 表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会
申請者名 理事長 碓 秀樹

住 所：長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
佐世保中央病院	長崎県佐世保市大和町 15 番地	救急医療
燿光リハビリテーション病院	長崎県佐世保市山手町 855-1	
白十字病院	福岡県福岡市西区石丸 4 丁目 3 番 1 号	救急医療
白十字リハビリテーション病院	福岡県福岡市西区石丸 3 丁目 3 番 9 号	

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。

別 表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会

申請者名：理事長 碓 秀樹

住 所：長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
該当なし		

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
該当なし		

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図